

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三

告 示

食品衛生管理者等の登録養成施設を登録した件 三

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三

土地改良区の定款の変更を認可した件 三

地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件 三

道路の区域を変更する件四件 三

道路の供用を開始する件二件 三

公 告

土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三

正 誤

平成十三年十二月二十五日付け号外第五十六号中 三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

福島県規則第四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

福島県知事 内 堀 雅 雄

規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行本店（営業本部公務部）の項及び株式会社東邦銀行本店（営業部）の項中「福島市大町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行福島市役所支店の項中「福島市五老内町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行福島医大病院支店の項中「福島市光が丘」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行県庁支店の項中「福島市杉妻町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行中町支店の項中「福島市大町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行南福島支店の項中「福島市黒岩」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行蓬萊支店の項中「福島市蓬萊町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行東福島支店の項中「福島市五老内町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行泉支店の項中「福島市泉」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行北福島支店の項中「福島市鎌田」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行福島駅前支店の項中「福島市栄町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行飯坂支店の項中「福島市飯坂町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行瀬上支店の項中「福島市瀬上町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行笹谷支店の項中「福島市笹谷」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行西福島支店の項中「福島市三河南町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行渡利支店の項中「福島市渡利」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行方木田支店の項中「福島市方木田」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行大森支店の項中「福島市大森」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行平野支店の項中「福島市飯坂町」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行福島西中央支店の項中「福島市西中央」を「福島市」に改め、同表株式会社東邦銀行飯野支店の項中「福島市飯野町」を「伊達郡川俣町」に改め、同表株式会社東邦銀行梁川支店の項中「伊達市保原町」を「伊達市」に改め、同表株式会社東邦銀行保原支店の項中「伊達市保原町」を「伊達市」に改め、同表株式会社東邦銀行二本松支店の項中「二本松市本町」を「二本松市」に改め、同表株式会社東邦銀行本宮支店の項中「本宮市本宮」を「本宮市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山営業部の項中「郡山市虎丸町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山市役所支店の項中「郡山市朝日一丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山総合卸市場支店の項中「郡山市大槻町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山北支店の項中「郡山市中町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山駅前支店の項中「郡山市駅前」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山南支店の項中「郡山市栄町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山安積支店の項中「郡山市駅前」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山安積支店の項中「郡山市安積一丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行菜根支店の項中「郡山市菜根五丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行支店の項中「郡山市朝日」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行大槻支店の項中

「郡山市大槻町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山東支店の項中「郡山市小原田三丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山荒井支店の項中「郡山市巴六段」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行西ノ内支店の項中「郡山市朝日」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行希望ヶ丘支店の項中「郡山市大槻町」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行富田支店の項中「郡山市備前第二丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行新さくら通り支店の項中「郡山市島一丁目」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行八山田支店の項中「郡山市富田東」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山金屋支店の項中「郡山市田村町金屋」を「郡山市」に改め、同表株式会社東邦銀行須賀川支店の項中「須賀川市中町」を「須賀川市」に改め、同表株式会社東邦銀行須賀川東支店の項中「須賀川市桜岡」を「須賀川市」に改め、同表株式会社東邦銀行須賀川西支店の項中「須賀川市岡東町」を「須賀川市」に改め、同表株式会社東邦銀行会津支店の項中「会津若松市大町」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行会津若松市役所支店の項中「会津若松市東栄町」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行会津アピオ支店の項中「会津若松市インター西」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行会津一之町支店の項中「会津若松市中中央一丁目」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行竹田綜合病院支店の項中「会津若松市山鹿町」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行門田支店の項中「会津若松市門田町」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行滝沢支店の項中「会津若松市千石町」を「会津若松市」に改め、同表株式会社東邦銀行喜多方支店の項中「喜多方市字二丁目」を「喜多方市」に改め、同表株式会社東邦銀行塩川支店の項中「喜多方市塩川町」を「喜多方市」に改め、同表株式会社東邦銀行白河支店の項中「白河市本町」を「白河市」に改め、同表株式会社東邦銀行白河市役所支店の項中「白河市八幡小路」を「白河市」に改め、同表株式会社東邦銀行白河西支店の項中「白河市新白河一丁目」を「白河市」に改め、同表株式会社東邦銀行船引支店の項中「田村市船引町」を「田村市」に改め、同表株式会社東邦銀行いわき営業部の項、株式会社東邦銀行いわき市役所支店の項、株式会社東邦銀行神谷支店の項及び株式会社東邦銀行平西支店の項中「いわき市平」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行湯本支店の項中「いわき市常盤湯本町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行小名浜支店の項中「いわき市小名浜」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行内郷支店の項中「いわき市内郷綴町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行植田支店の項中「いわき市植田町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行勿来支店の項中「いわき市勿来町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行四倉支店の項中「いわき市四倉町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行いわき泉支店の項中「いわき市泉町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行いわき鹿島支店の項中「いわき市鹿島町」を「いわき市」に改め、同表株式会社東邦銀行原町支店の項中「南相馬市原町区」を「南相馬市」に改め、同表株式会社東邦銀行相馬支店の項中「相馬市大字中村」を「相馬市」に改め、同表株式会社東邦銀行小高支店の項中「南相馬市小高区」を「南相馬市」に改め、同表株式会社東邦銀行東京支店の項中「東京都中央区京橋一丁目」を「東京都中央区」に改め、同表株式会社東邦銀行新宿支店の項中「東京都新宿区西新宿七丁目」を「東京都新宿区」に改め、同表株式会社東邦銀行仙台支店の項中「宮城県仙台市青葉区」を「宮城県仙台市」に改め、同表株式会社東邦銀行仙台東支店の項中「宮城県仙台市宮城野区」を「宮城県仙台市」に改め、同表株式会社東邦銀行仙台南支店の項中「宮城県仙台市太白区」を「宮城県仙台市」に改め、同表株式会社東邦銀行名取支店の項中「宮城県名取市杜せきのした」を「宮城県名取市」に改め、同表株式会社東邦銀行日立支店の項中「茨城県日立市鹿島町」を「茨城県日立市」に改め、同表株式会社東邦銀行宇都宮支店の項中「栃木県宇都宮市本町」を「栃木県宇都宮市」に改め、同表株式会社東邦銀行水戸支店の項中「茨城県水戸市南町三丁目」を「茨城県水戸市」に改め、同表株式会社東邦銀行新潟支店の項中「新潟県新潟市中央区上大川前通七番町」を「新潟県新潟市」に改め、同表株式会社東邦銀行米沢支店の項中「山形県米沢市徳町」を「山形県米沢市」に改める。

この規則は、令和二年二月十日から施行する。
 (出納総務課)

告 示

福島県告示第四十九号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十四条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、登録養成施設(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号に規定する知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設及び同令第九条第一項第一号に規定する知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設をいう。)として次のとおり登録した。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録養成施設の名称	登録養成施設の所在地	登録年月日
国立大学法人福島大学 農学 群 食農学類 食品科学コース 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成プログラム	福島市金谷川一番地	令和二年一月九日

(食品生活衛生課)

福島県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年一月三十一日から同年五月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品原町店 福島県南相馬市原町区北町二九三番地ほか
 - 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の収容台数
 - （変更前）二百二十五台
 - （変更後）二百二十八台
 - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前）（一）収容台数 二百二十五台
 - （一）位置 別紙図面のとおり
 - （変更後）（一）収容台数 二百二十八台
 - （一）位置 別紙図面のとおり
 - 三 変更しようとする年月日
令和二年九月二十一日
 - 四 届出年月日
令和二年一月二十日
 - 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品
- （「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、そうま土地改良区から令和元年十二月十八日付けで申請のあった定款の変更について、令和二年一月二十三日認可した。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第五十二号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（令和元年福島県告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

表福島市の項中「大波第一四」を「大波第一五」に改め、同表郡山市の項中「石筵第六」を「石筵第六 笹川第七」に改め、同表いわき市の項中「上永井G」を「上永井G 上永井H」に改める。

（農村計画課）

福島県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
紺野浅之助
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和元年福島県告示第四百四十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
阿部長太郎 八代長吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと

- と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第四百四十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
後藤三男 八代庄右工門
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第四百四十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第四百四十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
八代庄右工門 松本卯作 佐藤甚四郎 松本ハル 松川安次郎
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第四百四十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
八代庄右エ門
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和元年福島県告示第四百五十号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐久間幸保 阿部高治 阿部ツタ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和元年福島県告示第四百五十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県中建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八八号	田村市常葉町大字常葉 字古御門七番地先から 同 市常葉町大字常葉 字平館四四番一地先ま で	変更前 変更後	一〇・〇〇 一五・〇〇	二七二・五 二七二・五

（道路計画課）

福島県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道目下 石新沼線	相馬市小泉字根岸七五 五番一〇地先から 同 市新沼字坪ヶ迫二 〇二番三地先まで	変更前 変更後	一四・三〇 六一・八	六二〇・八 六二〇・八

（道路計画課）

福島県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県県中建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道常葉 野川線	田村市常葉町大字常葉 字上町六七番一地先か ら	変更前 A 五・〇〇 二四・〇〇	B 八・〇〇 二五・〇〇	七六五・〇〇
	同 市常葉町大字常葉 字炭焼野一七番地先ま で	変更後 A 五・〇〇 二四・〇〇		
	田村市常葉町大字常葉 字上町六七番一地先か ら	変更後 A 五・〇〇 二四・〇〇	B 八・〇〇 二五・〇〇	七六五・〇〇
	同 市常葉町大字常葉 字炭焼野一七番地先ま で	変更後 A 五・〇〇 二四・〇〇	B 八・〇〇 二五・〇〇	九〇六・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長

の別 (メートル)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町大字杉目 字八郎七六番地先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字萩崎三九番三地 先まで	令和二年一月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町川俣線	相馬郡飯館村草野字車一番地先か ら 同 郡同 村草野字車四〇番一地 先まで	令和二年一月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道日下石新沼線	相馬市小泉字高池五三二番四地先 から	令和二年一月三十一日

同 市新沼字坪ヶ迫二〇一番地
先まで

(道路計画課)

公 告

公告第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 横田 吉雄

郡山市安積町笹川字高瀬七三番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 柳沼 安正

郡山市田村町御代田字古町二〇番地

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十三年十二月二十五日付け号外第五十六号中

二七	上	後ろか	一時間	1時間
		ら一二		